東京都環境保全型農業推進基本方針

１ 推進の背景

（１）環境保全型農業の必要性

開発途上国の経済の急速な発展による化石燃料の使用量増大で地球温暖化や環境汚染など、今や環境問題は世界全体で取り組まなければならない課題となっている。日本においても、人々の環境への関心が高まっており、どのような経済活動でも、環境対策に真剣に取り組まなければ社会からの評価や支持を得ることはできなくなっている。

農業においても、農産物の品質の確保と安定的な供給のために、化学肥料と化学合成農薬の適正な使用は欠かすことができず、その生産活動を通じて徐々に環境へ負荷を与えている。

一方、東京の農業の多くが市街地で行われていることから、農業生産に伴う環境への負荷に対する都民の関心は非常に高く、都内の生産者は、環境に配慮した農業の取組に一層の努力を続けてきている。

こうしたことから、今後、東京の農業を継続的に発展させ、新鮮で安全な農産物を求める都民の期待に応えていくためには、環境負荷の軽減を図るとともに、あわせて農業の多面的な機能を都市環境の改善に活かしていく新たな環境保全型農業に取り組むことが求められている。

このため、都は、平成20年度に東京都環境保全型農業推進基本方針において環境保全型農業を「東京の農業の基本として、すべての生産者に対して環境保全型農業への取組を促す。さらに農業の多面的な機能を活かし、積極的に都市環境の改善に貢献する。」と定め、推進に取り組んできた。その一環である「エコファーマー認定制度」では、認定者が増加し、制度の普及拡大の役割を一定程度果たした。また、「東京都特別栽培農産物認証制度」においては、全国的にも先駆的に取組み、都民に安全・安心な農産物を数多く供給してきた。その後、都は、平成25年度にこの両制度の発展的な見直しを行い、「東京都エコ農産物認証制度」を創設し、安全・安心な農産物を生産する農業者を支援するとともに、化学合成農薬と化学肥料の使用削減による環境負荷の軽減を目指した農業を推進している。

このような背景から、この度、東京都環境保全型農業推進基本方針を改定するものとする。

（２）これまでの取組と現状

東京都環境保全型農業推進基本方針の平成20年度の改定以降の取組については、以下のとおりである。

ア　普及・啓発の推進

有機農業や特別栽培農産物の流通促進ならびに消費者等の理解の増進を図るため、毎年、生産者、農業団体、消費者、行政関係者を対象としたフォーラムを開催し、普及・啓発活動を実施してきた。

・有機農業フォーラムの開催

イ　環境保全型農業の認証制度

「東京都特別栽培農産物認証制度」では平成23年度に120人を認証し、また「エコファーマー認定制度」では、平成24年度に613人を認定し、それぞれこれまでの最大人数を更新するなど、環境保全型農業に取り組む生産者を支援してきた。平成25年度に環境保全型農業を推進するため、「東京都エコ農産物認証制度」を開始した。

・「東京都エコ農産物認証制度」初年度実績　農産物延べ1,905品目を認証

ウ　IPM（総合的病害虫・雑草管理）（注１）の推進

試験研究機関において、様々な関連技術を検証し、それらを組み合わせた技術体系を組み立て、農業改良普及センターが生産者圃場において展示圃を設置して技術の実証を行った。

・「露地ナス害虫のIPM」、「施設トマト黄化葉巻対策」等の技術の検証

・東京都病害虫防除指針への掲載、これらIPM技術の普及

（注１）IPM（Integrated Pest Management）とは、農薬の使用を含めたすべての防除技術を十分検討し、人及び環境への影響が必要最小限となるよう、様々な防除技術を組み合わせ、病害虫や雑草を経済的な被害が発生しない程度に管理する手法である。

エ　東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染への対応

平成23年３月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染のため、都内生産者は土づくりに欠かせない堆肥の生産を自粛してきた。平成25年度に農業団体が国に提出した「有機質土壌改良資材等の利用管理計画書」が承認されたことを受け、都は、落葉・剪定枝堆肥の生産及び施用に向け、放射性物質検査（注２）を実施し、その安全性を確認し、生産者自らが生産・

施用する堆肥の生産が一部で再開された。

・26年度から一部の地域で堆肥の生産・施用を再開

（注２） 東電福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の影響により、平成 27 年 3 月現在も 17 都県において落葉・剪定枝堆肥等の新たな生産及び施用の自粛が継続している中で、「農家が自ら生産・施用する有機質土壌改良資材及び腐葉土・剪定枝堆肥の取扱いについて（平成 25 年 9 月 9 日付 25 生産第 1855 号）」通知が発出された。この通知により、農業団体が提出した「有機質土壌改良資材等の利用管理計画書」が農林水産省に承認され、都は、堆肥を施用する前に安全性を確認するため、完成した堆肥の放射性物質検査を区市町村ごとに 3 ロット抽出して実施している。

このような取組により、都の生産者の環境保全型農業に対する意識は高まりつつある。

２ 基本方針の目指す方向

○ 環境保全型農業を東京農業の基本として、本方針に基づいてすべての生産者へ環境保全型農業の取組を促す。

○ 環境負荷の軽減の取組により、農業の多面的な機能の一つである資源循環や自然環境の保全に貢献する。

※ 環境保全型農業の定義：農業のもつ物質循環機能を活かし、生産性との調和に留意しながら、化学肥料や化学合成農薬の使用削減などによる環境負荷の軽減を目指すすべての取組。

３ 取組の方針

（１）生産者や消費者に対する意識啓発

環境保全型農業の一層の拡大を図るにあたっては、環境保全型農業の取組により生産された農産物であることを表示することにより、消費者等の理解を醸

成し、コストを踏まえた適切な価格での取引を推進するため、消費者等に対して的確な情報提供を行う。生産者と消費者等が環境保全型農業の意義や目的を共有したうえで、生産者の主体的な取組とそれに対する消費者の理解と支援が一体的に行われることが必要である。

ア　都のPR活動

都の広報誌やホームページなど様々な情報手段を活用して、環境への負荷の軽減や、ヒートアイランド現象の緩和、地下水の涵養など農業の多面的な機能を活用した都市環境の改善など、都が目指す環境保全型農業を広く都民にPRしていく。

イ　都民への農業体験機会の提供

都民が農業体験や生産者との交流などを通じて環境保全型農業の取組について理解ができるよう、生産者が開催する農作業体験や交流会などの開催を支援し、環境保全型農業を都民に分かりやすく伝えていくものとする。

ウ　生産者対応

生産者の技術や労働力、経営方針などに合った主体的な取組が行われるよう、農業改良普及センターによる環境保全型農業技術の普及活動を通じて生産者への指導を充実させるものとする。

（２）環境負荷を軽減する取組

環境に負荷を与えるもっとも大きな要因である化学合成農薬と化学肥料の軽減に向けた技術を確立しつつ、普及を進めるとともに、それらの技術をはじめとする環境負荷軽減に配慮した栽培方法を積極的に自らの栽培体系へ導入し、環境保全型農業に取組む生産者を、東京都エコ農産物認証制度により支援する。

ア　東京都エコ農産物認証制度の普及・拡大

これまでの「特別栽培農産物認証制度」と「エコファーマー認証制度」を見直し、平成25年度から開始した東京都エコ農産物認証制度は、土づくりの技術や化学合成農薬と化学肥料削減の技術を導入し、都が定めた基準から化学合成農薬と化学肥料を削減して生産された農産物を、都が認証する制度である。

認証区分は、化学合成農薬及び化学肥料の使用量を、それぞれ都が定めた基準より25%以上削減又は50%以上削減、及び無使用の三区分を設け、生産者は認証農産物に都独自の認証マークを表示し販売する。

また、消費者の理解を深めるため、認証生産者の取組状況を都のホームペー

ジや農産物販売PR集などを通じて公開すると同時に、農業団体と連携して認証農産物の農薬の残留状況を調査し、生産技術向上に資するとともに、結果を公開する。

これにより、安全・安心な農産物を生産する農業者を支援し、環境保全型農業を推進する。

イ　IPM（総合的病害虫・雑草管理）の推進

都の農業はその多くが市街地で行われており、都民が農薬使用による環境負荷に高い関心を持っていることから、都では平成11年度から作物ごとのIPM技術の確立に取り組んでおり、被覆資材による病害虫防除や抵抗性品種の利用、生物農薬の使用など、様々な防除技術を組み合わせたIPMが行われている。

また、都の農業は、野菜や果樹、花卉など経営内容が異なる生産者が同じ地域の中に混在している上、共同直売所やインショップへの出荷など地産地消の取組が進み、多品目少量生産の経営が増えている。今後は、これまでの作物ごとの技術確立と普及推進に併せて、経営内容が異なる生産者や多品目少量生産経営の生産者が地域の中で一体的に取り組めるようなIPM技術の確立を図る。

ウ　土壌診断に基づく施肥技術の見直し

化学肥料の施肥による環境負荷を軽減するためには、科学的な根拠に基づく適正な施肥量の決定と肥料の利用効率を高める技術の普及が必要である。

このため、土壌診断に基づく施肥量の決定や全面施肥から局所施肥への切り替え、肥料効率を高める肥効調節型肥料の利用促進など施肥技術の改善を図る。

近年、肥料価格の高騰で資材費低減の視点からも土壌診断による施肥や施肥方法の見直しが必要とされていることから、この取組とも連携して推進を図る。

（３）土づくりと有機資源の循環利用の促進

有機物の施用による土づくりは、農業のもつ物質循環機能と化学肥料の使用量の削減の視点から、環境保全型農業の基本的な技術として位置づける。

また、近年では、土壌に施用された有機物中の炭素の一部は腐植として土壌中に貯留されることから、有機物の土壌施用による温室効果ガスの削減効果が期待されており、地球温暖化対策や都市環境の改善の視点からも有機物の土壌施用を推進していくものとする。

ア　都による堆肥の生産と流通促進

都内では畜産農家の減少により有機資源も限られていることから、都は、畜

産農家や地域リサイクルセンター等と耕種農家との連携による良質な堆肥の生産と流通促進を図る。

なお、有機物の過剰な施用は土壌中の塩基バランスの悪化や環境汚染の原因となることから、適正な施肥量を遵守するよう指導する。

（４）環境保全型農業で生産された農産物の販売支援

環境保全型農業を推進するためには、都の生産者が環境への負荷の軽減に取り組みながら生産した農産物を、消費者が身近で購入できる仕組みが必要である。

ア　東京都エコ農産物の販売推進

東京都エコ農産物認証制度において、認証生産者に認証マークを貼付して販売できるように支援するとともに、その生産状況等は都のホームページで公開し、消費者へ制度の周知と情報提供を積極的に推進する。

また、共同直売所やインショップへの出荷など地産地消の取組とも連携し、東京都エコ農産物のポスターやのぼり旗等のPRグッズを活用し、環境保全型農業の取組を紹介しながら農産物を販売するなど、消費者がその取組を理解しながら購入できるよう支援する。

イ　東京都エコ農産物の販路拡大

市場出荷を主としている生産者に対しても、東京都エコ農産物認証制度への取組を推進し、市場関係者や量販店等流通業者にも認証農産物生産者を紹介するなど、積極的に PR を行い、販路の拡大を図る。

また、認証農産物の PR および流通促進のため、都内産農林水産物を積極的に使用している「とうきょう特産食材使用店」に対して、東京都エコ農産物の需要量調査を行い、生産者と食材使用店とのマッチングを推進するとともに、流通業者等実需者にも働きかけ、生産情報を提供し、取引の促進を図る。

（５）GAP（農業生産工程管理）（注３）の推進

都内でGAPに取り組んでいる生産者はまだ少ないが、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への対応など、今後の食品のグローバルスタンダード化を見据え、GAP導入に向けた試みを進める。

ア　消費者の信頼確保

都内でGAPに取り組んでいる生産者はまだ少ないことから、都では、平成

19年度に「東京都GAP手法導入指針」を策定し、環境負荷の軽減や食の安全・安心等のための作業規範をとりまとめた。

東京都エコ農産物認証制度においても、生産履歴管理を行うこととしており、農産物の様々な安全確保の手法であるGAPを導入することで、消費者のさらなる信頼確保に寄与することができる。

イ　東京版GAPの推進

平成25年度から開始した都の環境保全型農業直接支援対策の事業要件で、生産者がGAPに基づく点検を実施することとなっている。事業要件を満たす生産者を育てるため、今後は、JAや区市町村など関係機関が協力して、GAPの意義や手法を生産者が理解できるよう、説明会の開催やGAP指導者の育成を図り、東京版GAPの実践と普及を推進する。

（注３）GAP（Good Agricultural Practice）とは、農業者自身が、生産から販売までのすべての工程において①環境や安全に配慮しなければならない点検項目を定め、②これに従い農作業を行い、その結果を記録し、③この記録に基づいて点検・改善し、今後の経営や作付に活かしていく手法のことである。GAPは農薬や化学肥料の使用量の低減と安全・安心な農産物を生産するために有効な手法である。

（６）環境保全型農業の推進による都市環境の改善

農業には、新鮮で安全な農産物の生産・供給という本来の使命に加えて、都市の環境保全や子どもたちへの自然教育の場の提供、様々な生物が生息できる空間の保全（生物多様性の保全）などの多面的な機能があり、環境保全型農業の推進は、これら多面的な機能をより一層発揮させるために重要な役割を担っている。

ア　多面的機能の発揮への貢献

農業の多面的な機能の一つである子どもたちへの自然教育や環境保全機能を十分発揮させるためには、都やJA、区市町村など関係機関が協力し、農薬や化学肥料低減や家畜糞・剪定枝のような未利用資源の活用など、環境保全型農業に取り組んでいくことが必要である。

都は、平成20年3月に「農業・農地を活かしたまちづくりガイドライン」を作成し、農業の多面的な機能を活用した東京のまちづくりを進めており、今後も、環境保全型農業を推進することにより、農業・農地を活かしたまちづくりを推進の一翼を担っていく。

４ 有機農業の位置づけ

有機農業は化学肥料や化学合成農薬を使用しないことと遺伝子組換え技術を利用しないことを本旨とした農法の一つであり、化学肥料や化学合成農薬を適正に使用しながら環境負荷の軽減に取り組む環境保全型農業とは基本的な考え方が異なるものである。

しかしながら、①有機農業は化学肥料や化学合成農薬を使用しないことから環境負荷の軽減が可能なこと、②有機農業は有機物の施用による物質循環機能や都市環境の改善に貢献できることから、環境保全型農業の取組の一形態として位置づける。

このため、東京都は、有機農業に自主的に取り組む生産者や新たに有機農業に取り組む生産者の主体性を尊重しつつ、有機農業を東京都エコ農産物認証制度の認証区分における化学合成農薬・化学肥料不使用の「東京エコ100」への取組と位置付け、支援するものとする。

また、推進にあたっては、「有機農業の推進に関する法律」（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）に基づいて公表された「有機農業の推進に関する基本的な方針」（平成26年4月25日26生産第405号農林水産省生産局長通知）を踏まえて取り組むものとし、別途、有機農業推進法第7条第１項の規定に基づき有機農業推進計画を策定する。

５ 施策の総合的な実施

すべての生産者が環境保全型農業への取組を進めていくためには、都と区市町村が一体となって推進していく必要があることから、区市町村の農業振興計画等の策定や見直し等にあたっては、環境保全型農業を推進する視点で策定するよう助言し、区市町村の主体的な取組を促進する。

また、環境保全型農業直接支援対策は、都が「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針」を策定し、その基本方針に即して、市町村が「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」を作成するため、区市町村の主体的な取組を支援するとともに、農業者グループ等が事業を活用しやすいように都の体制を整備する。

さらに、食育活動とも連携し、子どもから大人まで東京の農業のもつ都市環境に対するプラス効果について理解ができるよう支援する。

加えて、現在JAグループが取り組んでいる生産履歴の記帳推進の取組とも連

携し、環境保全型農業の取組の記帳と公開を支援していく。

都は、今後とも区市町村やJAグループなど関係機関と連携をとりながら環境保全型農業の施策を総合的に実施していくものとする。